

久米南町建設工事等高落札率入札調査要領

平成 24 年 3 月 30 日

告示第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、久米南町が発注する建設工事等の競争入札について、予定価格（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項に規定する予定価格のことをいう。以下同じ。）に対する最低入札価格（失格となったものを除く。）の比率（以下「落札率」という。）が著しく高い場合（以下「高落札率入札」という。）において、適正な積算に基づいて入札価格が設定され、当該入札において公正な競争がなされているか否かを調査するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この要領において「建設工事等」とは、久米南町工事等執行規則（昭和 45 年久米南町規則第 9 号）第 1 条に規定する建設工事関連業務をいう。

(対象建設工事等)

第 3 条 この要領の対象とするものは、競争入札により契約者を決定しようとするすべての建設工事等とする。

(調査基準)

第 4 条 高落札率入札調査は、当該入札における落札率が 95%以上となった場合に行うものとする。

(調査)

第 5 条 町長は、前条に規定する調査基準に該当した場合は、当該入札の落札決定を保留し、速やかに全入札参加者（当該入札辞退者、当該入札開札後に無効となった者及び最低制限価格を下回ったことにより失格となった者を除く。以下同じ。）から入札価格の決定根拠となった積算内訳書等の提出を求めるものとする。

2 前項の積算内訳書等の提出期限は、当該入札が午前中に行われた場合にあっては、同日の午後 5 時まで、午後から行われた場合にあっては、その翌日（当該翌日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後の最も近い休日等でない日）の正午までとする。

3 町長は、第 1 項の規定により積算内訳書等が提出された場合は、速やかに久米南町工事等入札指名委員会規程（昭和 52 年久米南町規程第 16 号）第 1 条に規定する久米南町工事等入札指名委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

4 委員会は、前項の積算内訳書等に基づき、適正な積算によって入札価格が設定されているか否か等について調査するものとする。

5 委員会は、前項の調査の結果、必要があると認めるときは、入札参加者から事情を聴くことができるものとする。

(入札の無効等)

第6条 町長は、前条第1項の積算内訳書等の提出を拒んだ入札参加者又は同条第5項の事情聴取を拒んだ入札参加者の行った入札は無効とすることとし、当該入札参加者に対し、建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成16年久米南町告示第59号）に基づき指名停止等の措置を講ずるものとする。

(落札者の決定等)

第7条 町長は、第5条第4項の規定による調査の結果、当該入札が適正な積算に基づき入札価格が設定されていると認めるときは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者と決定し、全入札参加者に落札結果等を通知するものとする。

2 町長は、第5条第4項の規定による調査の結果、当該入札に関し談合の事実があったと認められた場合又は談合の疑いが濃厚であると判断された場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。